

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく札幌市鳥獣被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）による被害防止施策を適切に実施するため、法第9条の規定に基づき、札幌市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(業務)

第2条 実施隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法第4条第2項第2号に規定する対象鳥獣の捕獲等に関すること。
- (2) 防除対策に対する指導及び助言に関すること。
- (3) 鳥獣の生息状況及び被害状況に係る情報の収集に関すること。
- (4) その他鳥獣被害防止施策に関すること。

(隊員)

第3条 実施隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 経済観光局農政部農業支援課長、同課畜産・鳥獣対策担当係長及び同課の一般職の職員のうち同課長が指名する者
 - (2) 北海道猟友会札幌支部会員で対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれ、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる技能を有する者として、北海道猟友会札幌支部長が推薦する者のうちから市長が任命する者
- 2 前項第2号に掲げる隊員（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(任期)

第4条 対象鳥獣捕獲員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度中途において任命される対象鳥獣捕獲員の任期は、任命される日の属する当該年度の末日までとする。
- 3 市長は、対象鳥獣捕獲員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第1項の規定にかかわらず、その対象鳥獣捕獲員を解任することができる。
 - (1) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 法その他関係法令に違反した場合
 - (4) その他市長が特別な理由があると認める場合

(編成)

第5条 実施隊は、次の構成により編成されるものとする。

- (1) 隊長
 - (2) 副隊長
 - (3) 統括長
 - (4) その他の隊員
- 2 隊長は、経済観光局農政部農業支援課長をもって充て、実施隊の業務を掌握し、実施隊を代表する。
 - 3 副隊長は、隊長が指名する隊員をもって充て、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 4 統括長は、北海道猟友会札幌支部から選任された者をもって充て、実施隊を統括する。

5 その他の隊員は、隊長の命を受け、業務に従事する。

(出動)

第6条 隊員は、隊長の定める出動計画に基づき、出動する。ただし、対象鳥獣の捕獲等に関し緊急を要する場合は、この限りでない。

(報告)

第7条 隊員は、第2条に掲げる業務を実施したときは、その都度、活動日報等により、隊長にその内容を報告するものとする。

(出動区域)

第8条 隊員の出動する区域は、札幌市全域とする。

(報酬)

第9条 対象鳥獣捕獲員に対しては、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）別表に規定するその他の者として、その出動1日当たり7,000円の報酬を支給する。

2 前項の報酬は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの出動した回数に応じ、それぞれ10月及び翌4月に支給する。ただし、年度の途中において対象鳥獣捕獲員でなくなった者に対しては、その都度支給する。

3 前2項に定めるもののほか、費用弁償については、札幌市職員等の旅費に関する条例（昭和26年条例第31号）の定めるところによる。

(公務災害補償)

第10条 対象鳥獣捕獲員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第39号）の定めるところによる。

(守秘義務)

第11条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第12条 実施隊の事務局は、経済観光局農政部農業支援課に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農政部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。